

# 「住宅用火災警報器」の設置は

## 平成20年5月31日まで

◆火災で亡くなった方の約七割が「逃げ遅れ」によるものです。火災の早期発見ができる火災警報器は、火災による死者の抑制に大きな効果を発揮することから、「逃げ遅れを防ぐ」ことを目的として、平成16年6月の消防法の改正により、一般の住宅や共同住宅など全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。



◆新築の住宅については平成16年6月から既に設置されていますが、既存の住宅については2年の猶予期間が設けられ、平成20年5月までに設置しなければならぬこととされています。

なお、消防法により設置の義務が課せられているものの、現段階では、個人の自己責任分野ですので罰則はありませんが、住宅用火災警報器を早期に設置するようにしましょう。

◆「住宅用火災警報器で目が覚め、避難して助かった」とか、「住宅用火災警報器の警報音で、鍋が焦げただけで火災を防げた」、「隣の家の住民が住宅用



火災警報器の音に気づいてくれたので、鍋の煮物を焦がしたのみで火災を防げた」などの事例もたくさん報告されています。ただし、住宅用火災警報器は、

火災の発生を早期に知らせてくれますが、火は消してくれません。まずは、火災を起こさないように細心の注意が必要なことは言うまでもありませんが、火災から自分の身を守るためにも「住宅用火災警報器」を早期に設置するようにしましょう。

また、悪質な訪問販売にも注意しましょう。市や町、消防署、消防団が火災警報器などを売り歩くことはありません。特定の業者に販売を委託することはありません。業者の服装や言葉などにごまかされないようにしましょう。

問 石巻地区消防本部予防課

☎ 95-7167・消防署・分署・出張所

## 石巻消防署管内防火ポスターコンクール展示会

とき 3月2日(日)まで

午前9時～午後4時30分

ところ 石巻文化センター 2階

フリーギャラリー

石巻消防署管内防火管理協議会長賞

山田 明日香(山下小6年)

齋藤 永奈(蛇田小5年)

石巻市石巻消防団長賞

小松 由奈(釜小6年)

石巻市長賞 久保 安加莉(蛇田小6年)

日野 美里(蛇田小5年)

石巻公仁会長賞

阿部 敏己(山下小6年)

石巻地区広域行政事務組合消防長賞

奥津 晴香(渡波小6年)

渡波同仁会長賞

福島 めぐみ(貞山小6年)

石巻市教育委員会教育長賞

阿部 優汰(渡波小6年)

高橋 ひかり(山下小5年)

石巻消防署長賞

藤原 優花(山下小5年)

石巻消防署管内少年消防クラブ連絡協議会長賞

津田 瑞姫(住吉小6年)

石巻地区危険物安全協会長賞

宮崎 瀬里菜(蛇田小5年)

佐々木日奈子(住吉小5年)

横堀 真子(渡波小6年)

問 石巻消防署 ☎ 95-7112

阿部 智美(山下小5年)



蛇田小学校 5年 日野 美里



蛇田小学校 6年 久保 安加莉

3月1日から3月7日まで

**全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。**

平成19年度全国統一防火標語

**『火は見てるあなたが離れるその時を』**



**住宅防火 いのちを守る**

**7つのポイント**

— 3つの習慣・4つの対策 —  
**3つの習慣**

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

**4つの対策**

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

**問** 石巻地区消防本部予防課

☎95-7167

春になると空気が乾燥し、風の強い日が多いことから火災が発生しやすい、毎年かけがえのない人命や貴重な財産が多く失われています。  
こうした悲しい出来事を少しでも軽減するため、春の火災予防運動は、市民の皆さんに防災に関する意識や行動力を高めていただき、火災の発生を防止し、また、万一発生した火災にも被害を最小限に食い止めることにより、尊い生命と貴重な財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施しています。

**三陸自動車道は自動車専用道路です**

- ・歩行者、自転車、原動機付き自転車、125CC以下のオートバイ、トラクターや耕耘機などの小型特殊車両は通行できません。
- ・Uターン、後退はできません。
- ・インターチェンジは一方通行です。
- ・インターチェンジでは、行き先や降り口を間違えないよう、案内標識に注意してください。
- ・三陸縦貫自動車道の無料区間の最高速度は、時速70kmに制限されています。

**問** 県警察高速道路交通警察隊

☎022-22610582・防災対策課(内線521)

**政府広報**

**平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、ご注意ください**

年金記録もれにはさまざまなケースが考えられます。とりわけ多いのが、基礎年金番号導入前に旧姓で年金制度に加入した場合。基礎年金番号に結びつかない年金記録の中には、結婚などにより名字を変更していると考えられる記録が多く含まれています。確認はご自宅からでもできますので、まずは、社会保険事務所にご相談ください。

**問** 石巻社会保険事務所 ☎22-5115

**自動車事故被害者の救済制度**

自動車事故で重度の後遺症が残った方や、亡くなられた方のご家族を救済するため次の制度があります。

**交通遺児等育成資金貸付制度(無利子貸付)**

- ◇貸付金額 一時金155,000円 月々20,000円
- ◇貸付要件 市町村民税が非課税かまたは均等割のみ課税など
- ◇対象者 0歳から中学3年生までの子ども
- ◇返還方法 割賦による20年以内の均等払い  
※進学する場合は返還の猶予あり

**介護料支給制度**

- ◇受給資格 自動車事故により、重度の後遺障害が残ったため常時または随時の介護を必要とする方
- ◇支給額 月額29,290円～136,880円  
(障害の程度、介護に要する費用に応じて支給)

**問・問** 〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12  
自動車事故対策機構 仙台主管支所  
☎022-262-6790

**交通事故被害者ホットライン**

交通事故に遭われ相談先にお困りの方へ各種サービスをご案内します。

**0570-000738(ナビダイヤル)**

(PHS・IP電話からは03-3288-3671にお電話ください)

**東北療養センター入院施設のご案内**

自動車事故により、脳を損傷し、重度の精神神経障害が継続する状態で治療および常時の介護を必要とする方の入院施設があります。

**問・問** 〒982-0012 仙台市太白区長町南4-20-6  
東北療養センター  
☎022-247-1171